

審査結果に係る査定理由の詳細化について（お知らせ）

保険医療機関等が請求する「療養の給付に関する費用」につきまして、診療（調剤）報酬明細書(レセプト)を審査した結果、内容に応じた増減点事由記号（A～K）を使用し、その事由や増減点数等を関係帳票により各保険医療機関等にお知らせしております。

各保険医療機関等では、関係帳票に記載の事由記号から帳票に記載された事由を参照の上、ご確認いただいておりますが、今後、結果の理由を明確にお知らせするため、令和4年11月請求分から当該事由記号以外にその理由をお知らせすることとなりました。

このため、各帳票を変更し理由を記載いたしますが、段階的に実施していくため減点の項目に対しその理由の全てが記載されませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、変更いたします関係帳票等は下記のとおりとなりますので、変更例の一部を別紙にてご確認ください。

また、減点理由に関するお問合わせは、引き続き関係部署で対応させていただきますことを申し添えさせていただきます。

記

1 関係帳票等

増減点連絡書、突合点検結果連絡書（医科のみ）、増減点返戻通知書、オンライン用増減点CSV、過誤・再審査結果通知書

2 お問合わせ先

- ・審査委員会における審査（結果）に関すること

審査第1部 審査課

（医科・調剤）医科係 03-6238-0259

（歯科）歯科係／歯科審査担当 03-6238-0258

- ・診療報酬等の請求・支払及び各種出力帳票の発送に関すること

審査第2部 事務審査課

（医科）第1課～第3課 大代表：03-6238-0011

※地区により担当が異なりますので、電話交換手に「〇〇区を担当している部署」とお伝えください。

（歯科）第4課 03-6238-0300 （調剤）第4課 03-6238-0382

3 参 考

増減点事由一覧（事由内容 一部抜粋）

A	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
F	固定点数誤り
G	計算誤り
H	縦計誤り
K	その他